

学 則

1 研修の目的

この研修は超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化に対応する新たな人材育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、介護サービスを提供するための必要な知識技術を有し、それを介護現場で実践できる意思と考え方を有する介護職員を養成することを目的とする。

2 研修の名称

学校法人大原学園札幌校 介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
札幌市	通信 (土曜)昼間	6ヶ月	4ヶ月	40人	83,500	一般公募
					専門課程学費より充当	専門課程 医療事務学科 2年制学生 (病棟クラス)

※提携大学の受講生に関しては別途料金を設定することがある。

※大原学園内指定講座の卒業者・修了者に関しては別途料金設定をすることがある。

会場所在地

札幌市北区北 6 条西 8 丁目 大原医療福祉専門学校

教室数

演習実習室 1 (介護実習室)

講義教室 1

受講料内訳

講習料 76,376 円・テキスト代 7,124 円

4 受講手続

(1) 募集時期

募集は開講日 3 か月前から、ホームページ・パンフレットにより募集し、開講日 10 日前に締め切る。尚、締め切りを問わず定員になり次第募集終了する。

専門課程学生対象コースに関しては外部募集はしない。

(2) 入学金

当学園の講座受講に当たっては入学金 6,000 円を受講料と別に徴収する。但し、過去に大原学園の行った課程・講座にて入学金をお支払い頂いた方、若しくは講座説明会、受講相談等イベントの参加を頂いた方に関しては入学金を免除する。

専門課程学生に関しては入学金は徴収しない。

(3) 受講料納入方法

受講生から研修初日までに振込、現金、クレジット決済のいずれかの方法で徴収する。

(4) 受講料返還方法

受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は当校所定の規約に基づき返金額を計算し返還する。

(5) 本人確認

講義初回に運転免許証、住民基本台帳カード、住民票、健康保険証、戸籍謄本により本人確認を行い、その写しを保管する。

5 カリキュラム

研修時間数は別紙1「研修カリキュラム表」のとおりとする。

6 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト全3巻+DVD教材（財団法人長寿社会開発センター発刊）

7 修了認定

1) 出欠の確認方法

各項目の講義・演習は開始前に出席カード（別紙）に本人が記載し、事務局員が授業中に本人確認を行う。同時に各講師にて出席簿にて出席確認する。

遅刻・欠席については原則認めないが、やむを得ない場合のみ補習を実施する場合がある。その場合の補習は項目ごととする。（各項目の一部でも遅刻・欠席した場合項目の全てを補習する）

2) 面接指導

(1) 項目の評定方法

全項目の終了時に受講者の知識・技術の習得度について筆記試験により行う。なお、介護技術の習得度については講師により評価するが、別添の実技効果測定を実施する。

(2) 修了の認定方法

ア. 別紙1に定める各項目の研修時間全ての出席をし、かつ、通信レポート課題も全て提出し、合格評価を受けなければならない。なお、所定の面接指導に欠席した場合は補習を行い、出席したものとして扱う。

イ. 通信レポート課題は各回100点換算で60点以上で合格とする。不合格となった場合は、所定の課題により、基準を満たすまで添削指導を繰り返す。

ウ. 実技効果測定は100点満点中80点以上で合格とする。不合格となった場合は所定の課題により、基準を満たすまで実技指導を繰り返す。

エ. 全項目修了時の筆記試験を受験し合格しなければならない。

筆記試験は全25問中18問以上の正解をもって合格とし基準に達しない場合は、補習を行い、再試験を実施し、修了基準に達するまで指導を繰り返す。

3) 修了証明書

修了が認定された者は修了者台帳に記載し、別紙5に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

但し、亡失又は棄損により、再発行の届出があった場合、本学則4(5)の方法により本人確認の上修了証明書の再発行を行う。再発行の手数料は1,000円とする。

4) 項目の免除

研修を受講しようとする者が既に他の事業者による研修を一部受講していた場合でも、一部項目の免除は行わず、全研修時間の履修を受講するものとする。

8 補習の取扱い

やむを得ず各項目を欠席した場合は受講生の希望により、適宜別日程で補習を実施する。次年度の講習への振替は認めない。

9 退学規定

(1) 受講生が自ら退学しようとする場合は所定の退学届を提出すること。

(2) 受講生が当校の定める諸規定を守らない、又は受講者の本分に反した次の行為があり、口頭注意、次いで文書による勧告後も改善が認められない場合は退学を命ずる。

ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合。

イ. 学力劣等で修了の見込みがないと認められる場合。

ウ. 正当な理由が無く、出席が常で無い者。

エ. 研修の秩序を乱している者。

10 講師

添付3号様式の通りとする。

1 1 実習施設

本研修において実習は行わない。

1 2 その他

(1) 個人情報について

研修事業により知り得た受講生の個人情報をみだりに他人に知らせる、又は研修に関わらないその他の目的で使用しない。

(附則)

1 この学則は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

(附則)

1 この学則は平成 26 年 1 月 24 日から施行する。

(附則)

1 この学則は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この学則は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

注 1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関しての学則を別途定めるものとする。

2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱 10 (1) に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

(1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。

(2) 「修業年限」は、要綱 4 (3) の期間内であること。

(3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1 年、3 か月、90 日

(4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1 人分を記載すること。

(5) 「カリキュラム」は、別紙 1 に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。

(6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。

(7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱 12 を満たすものであること。
修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。

(8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。

(9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。

(10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。

(11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。

(12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付 3 号様式、添付 5 号様式を利用して構わない。

講師一覧

事業所の所在地 札幌市

講師 調査 番号	氏名	担当科目（項目）	資格名	専 兼 別	備考
1	谷本 和比古	1.職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り	介護福祉士 介護教員講習会修了	専	添削責任者 面接指導者
					介護福祉士養成施設教員
2	棟 智恵子	1.職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 7認知症の理解 8障害の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10 振り返り	看護師 介護教員講習会修了	専	添削責任者 面接指導者
					看護師業務経験 訪問看護経験3年 介護福祉士養成施設教員
3	浦上 京子	1.職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解	介護福祉士 介護教員講習会修了	兼	添削責任者 面接指導者
					介護福祉士養成施設教員

		①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り			
5	田中 尉誉	1職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り	介護福祉士 介護教員講習会修了	兼	添削責任者 面接指導者 【経過措置】 介護業務経験 (介護業務に3年以上従事し ている介護福祉士) 介護福祉士養成施設教員
8	山道 祐子	1. 職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り	介護福祉士	兼	添削責任者 面接指導者 介護業務経験 (介護業務に3年以上従事し ている介護福祉士)
9	田中 真智子	1. 職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援	介護福祉士	兼	添削責任者 面接指導者

		3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り			介護業務経験 (介護業務に3年以上従事している介護福祉士)
10	端本 洋子	1職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 7認知症の理解 8障害の理解 9こころとからだのしくみと生活支援	看護師 助産師	兼	添削責任者 面接指導者
					看護師業務経験 訪問看護経験3年
12	重高 愛子	1. 職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り	介護福祉士	兼	添削責任者 面接指導者
					介護業務経験 (介護業務に3年以上従事している介護福祉士)
13	大谷 昌美	1. 職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援	介護福祉士	兼	添削責任者 面接指導者

		3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り			介護業務経験 (介護業務に3年以上従事している介護福祉士)
14	大谷 るり	1.職務の理解 2介護における尊厳の保持・自立支援 3介護の基本 4介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他制度 5介護におけるコミュニケーション技術 6老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 7認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 9こころとからだのしくみと生活支援技術 10振り返り	介護福祉士	兼	添削責任者 面接指導者 介護業務経験 (介護業務に3年以上従事している介護福祉士)

注1 講義及び演習を担当する者について記載すること。

2 講義を通信で行う場合の添削責任者及び面接指導者についても記載し、「備考」にその旨記載すること。